

第27回 定時総会議案書

日 時 2013年4月14日 午後1時～
場 所 佐倉市 山王小学校 体育館

さくら山王自治会

第27回 定時総会議案書 目次

＜議 案＞	＜頁＞
第1号議案 2012年度 事業報告……………	1
第2号議案 2012年度 会計報告……………	8
第3号議案 さくら山王自治会規約改定の件……………	9
第4号議案 2013年度 事業計画(案)……………	10
第5号議案 2013年度 予算(案)……………	13
第6号議案 2013年度 自治会班長(候補)……………	14
第7号議案 2013年度 自治会役員(候補)……………	15

※2012年度会計報告及び2013年度予算(案)は、2月28日時点での(仮)会計報告
及び予算(案)です。(正)同資料は及び会計監査報告は、総会当日に提出いたします。

＜報告事項＞

第1号報告 さくら山王自治会集会所建替えの件……………	16
第2号報告 自治会法人化の件……………	19

2012年度 事業報告

第26回定時総会(2012年4月15日)で議決された事業計画に基づく活動、本年度中に発生した新規事由により実施された各部の活動について、以下のとおり報告します。

1. 会長・副会長に関する事項

- (1) 関係団体等の会議・打ち合わせ等への出席

① 佐倉市地区代表者会議……………	4月21日、11月25日
② 佐倉市社会福祉協議会……………	9月11日、14日、15日
③ 根郷地区社会福祉協議会……………	6月23日、7月14日、8月5日
④ 防犯研修会……………	5月26日、1月19日
⑤ 山王小学校評議員会……………	5月8日
⑥ 中央商事㈱へ物井駅前不動産譲渡資料調査…	5月31日
⑦ 市役所自治人権推進課へ集会所建替え・耐震相談…	4月27日、11月9日
⑧ 中志津自治会へ法人化検討の為の調査・相談…	1月12日
⑨ 近隣及び官公庁挨拶……………	4月20日、4月24日
山王小学校、根郷中学校、敬愛短大、愛光、はちす苑、山王郵便局、 佐倉警察署(生活安全課)、佐倉市消防署(神門)、 佐倉市役所(自治人権推進課・防災防犯課、都市計画課、公園緑地課、道路維持課)	
⑩ 市役所都市計画課(地権者と会合等)…	6月10日、9月29日
⑪ 銀行口座名義変更(京葉銀行・千葉信用金庫・千葉興業銀行・千葉銀行)…	4月24日
- (2) 行事等への参加

① 根郷福祉祭り……………	8月24日、25日、26日
② 根郷中学校体育祭……………	9月8日
③ 山王小学校秋季大運動会……………	9月29日
④ 愛光秋まつり……………	10月6日
⑤ 敬老のつどい……………	10月6日、7日
⑥ すくすく祭り……………	10月28日
⑦ 山王っ子フェスティバル……………	11月17日
⑧ 佐倉市消防出初式……………	1月6日
⑨ 根郷小学校区まちづくり協議会……………	9月30日、11月18日
⑩ さくら防犯パトロールネットワーク……………	10月17日
⑪ 根郷地区代表者協議会……………	12月2日
⑫ 山王小学校授業参観……………	1月26日
⑬ 山王小学校卒業式……………	3月15日
- (3) その他
 - ① 佐倉市役所との契約書の締結、申請書、報告書の提出
 - ② 市役所と建替え・増改築に伴う補助金・税金についての相談
 - ③ 市役所と市条例変更に伴う不動産の所有権移転・法人化についての相談

2. 防犯防災に関する事項

- (1) 佐倉市役所・佐倉警察・佐倉消防署・山王小・根郷中挨拶…4月26日
- (2) 定期防犯パトロールの実施(全班長の参加)… 第1・第3火曜日(昼)15:30～
第2・第4水曜日(夜)20:00～
年間合計46回(12年5月より13年4月まで)
- (3) 佐倉警察署との合同パトロールの実施(山防会と合同)年5回…
7月17日、9月18日、11月20日、1月15日、3月19日

- (4) 防犯研修会への参加(佐倉市役所・佐倉防犯協会主催)…………… 5月26日
- (5) 佐倉市役所非常登庁訓練への参加(佐倉市役所防災防犯課)…………… 7月23日
- (6) 佐倉市スクールガードフォーラムへの出席(佐倉市教育委員会)…………… 8月3日
- (7) 山王小学校、山王小 PTA とのスクールガード連絡会出席(山王小)……… 6月29日、12月12日
- (8) 佐倉警察署からの情報による犯罪発生状況・不審者情報の回覧(毎月)
- (9) 山王自治会内で発生した犯罪(空き巣・痴漢事件等)・不審者情報の事案内容を回覧(16件)
- (10) 自主防災活動
 - ① 自主防災講演会の開催(講師・佐倉市役所防災防犯課)参加者 班長及び自治会員
実施日 6月16日 参加者 71名
 - ② 防災避難訓練の実施(山防会、民生委員と共催)(佐倉市役所防災防犯課・佐倉消防署・
太田消防団の指導を受け)
訓練内容(防災倉庫の内容・水の浄化・消火器操作・煙体験・AED 操作訓練)
実施日 11月3日 参加者 161名
- (11) 山防会との情報交換・合同パトロールの実施(パトロール終了後毎回実施)
- (12) 防犯のぼり旗を作成 山王自治会内20ヶ所に設置(2013年2月～3月)

3. 行事に関する事項

- (1) さくら山王夏祭りを、7月28日(土)に山王小学校正門内広場にて実施
夏祭り実施内容
 - ① 子ども神輿巡業(愛光→高田公園→山王小学校)
・参加人数:112人
・太田消防団や山防会による警備支援
 - ② 各種イベント
・めいわ太鼓による演奏
・佐倉ウインドアンサンブルによる演奏
・Mountain King Project F Type による演奏
・Mountain King Project N Type による演奏
・大利根太鼓による演奏
・ワンツークラブ、一木様による盆踊り
 - ③ 抽選会
・1等:10,000 円分商品券(3本)
・2等: 5,000 円分商品券(5本)
・3等: 2,000 円分 QUO カード(10本)
・各ラッキー賞:可燃ごみ袋等(計300本)
 - ④ 模擬店
・千葉敬愛短大、母さんのわ、おじいのわによる模擬店出店
 - ⑤ 飲物引換
 - ⑥ その他
・山王コバルト子ども会による各種ゲームの運営
・鈴木様による焼き鳥販売

4. 環境に関する事項

- (1) 全戸一斉清掃の実施…………… (年3回:6月、9月、11月)
- (2) 班別清掃の実施…………… (年2回:7月、2月)
- (3) 市への連絡
 - ① 公園清掃等の年間日程を連絡
 - ② 年2回(前期、後期)公園清掃実施報告書の提出
 - ③ 全戸一斉清掃及び班別清掃終了後のゴミ回収依頼
 - ④ 清掃時に使用するゴミ回収袋の配布要請
- (4) 空き地の雑草繁茂状況調査の実施
雑草除去依頼の要望書を市に提出、市より該当所有者へ要請書送付

- (5) 空家の現場調査立会い、市より所有者に依頼文送付、除草済み確認
- (6) 会員の要望への対応
- (7) カラスネット購入、配布及び立て看板(犬のフン…)購入、整備
- (8) 備品・用具の管理及び倉庫の整理整頓
- (9) 清掃に関して太田消防団及び敬愛大学との連絡・連携

5. 福祉に関する事項

- (1) 日本赤十字社社資納入
- (2) 佐倉市社会福祉協議会会費納入
- (3) 社会を明るくする運動『愛の一元募金』に協力し、社会を明るくする運動佐倉市実施委員会へ募金 15,677円納入
- (4) 根郷地区社会福祉協議会主催による『敬老のつどい』に協力
山王地区対象者 250 名への案内状配布、出欠の確認、記念品の配布など
- (5) 『心の絆運動』として災害時要支援者名簿の作成。
高齢者世帯(65 歳以上のみの家族構成の方々)、高齢要介護者、昼間独居高齢者、障害者、一人親家族、年齢を問わず独居者を対象として名簿作成。個人情報の開示について承認された方のみ、各班班長へ各班の要支援者名簿を配布
- (6) 『赤い羽根共同募金』に協力し、千葉県共同募金会佐倉市支会へ募金 265,537円納入
- (7) 『歳末たすけあい募金』に協力し、千葉県共同募金会佐倉市支会へ募金 66,360円納入

6. 施設に関する事項

- (1) さくら山王集会所の建替え計画に関する事項
本年度は市役所、業者等により情報収集を行い、11月25日山王集会所及び関連資産問題検討委員会を発足し、総会議案書 報告案件1として報告した
 - ① 佐倉市役所への情報収集と意見交換
(市との主な確認事項)
 - ・自治会より2008年2月に「集会所新築(建替え)」として要望書を提出し、2018年の集会所整備事業補助金の枠を確保済
 - ・補助金は、新築(建替え)、増改築、修繕工事等に対して交付されるが(工事区分に応じ補助金額及び助成限度額は異なる)、集会所の状況(傷み具合等)により、増改築に変更したとしても補助枠はそのまま確保される
 - ② 業者及び家屋診断士による診断調査…………… 5月19日
 - ③ 建築設計事務所から一級建築士を招いて建築基準法などの勉強会を行った…………… 12月23日
 - ④ 立木伐採を資問検委員会で検討し、役員会、班長会で伐採を決議し実施…………… 2月28日
- (2) 施設に関する事項
 - ① 集会所使用料金の徴収(毎月)
 - ② 集会所使用の予定表・実績表・使用届などの管理(毎月)
 - ③ 集会所のコピー機・印刷機・空調機その他の設備の修理点検など(随時)
 - ④ 設備消耗品の補充(随時)
 - ⑤ 集会所の清掃当番表の作成ならびに掲示(4月掲示)
 - ⑥ 集会所の鍵保管者名簿の作成ならびに掲示(5月提示)
 - ⑦ 集会所内・周辺の清掃
 - ⑧ コピー機ユーザー管理(随時)
 - ⑨ コピー機カウンター報告、カウンターリセット(毎月)
 - ⑩ 使用団体への説明会の実施
- (3) 街路灯維持管理に関する事項
 - ① 街路灯LEDへの移行(43灯)

- ② 街路灯不具合箇所の修理(随時)
- ③ 佐倉市への街灯補助金の交付申請、受領ならびに工事依頼(年2回)

7. 助成に関する事項

以下の団体に対し、その活動を支援するため助成を行った
山王コバルト子ども会、山王ワンツークラブ、山防会

8. 会計に関する事項

- (1) 自治会費等に関する事項
 - ① 自治会費、集会所積立金、災害準備金及び賛助会費の集金(前期6月 後期11月)
 - ② 班長、各部から依頼のあった自治会運営費の執行
 - ③ 業者等への支払い
 - ④ 佐倉市からの補助金の受け取り
 - ⑤ 集会所積立金について、過去の決算書調査と勘定科目の付け替え
- (2) 2012年度決算と2013年度予算案の作成

9. 総務に関する事項

- (1) 地区計画に関する事項等
2011年8月、山王一丁目「沿道地区」の地権者から自治会に提出された地区計画変更に関する要望書に関し、市役所担当部署を仲介して当該地権者に会うとともに班長会に諮り、「現状維持」の旨、文書回答を行った
- (2) 会議運営等に関する事項
 - ① 役員会・班長会の運営
 - ・議事日程・次第の作成
 - ・「自治会だより」の作成
 - ・役員会・班長会の議事録の作成
 - ② 自治会会員名簿の維持管理(随時)
 - ・入退居者一覧・班別会員数の作成
 - ・「自治会のしおり」の管理
 - ③ 各種文書・資料の作成
 - ・班長名簿 役員名簿 会議通知状 役員連絡網 会議室座席表
 - ・「苦情・要望などについての連絡先」資料の作成
 - ・「『自治会のしおり』規約等改定一覧表」資料の作成
 - ・審議資料
 - ④ 総会の準備・運営(12月～3月)
 - ・議案書の作成・整理
 - ・委任状の作成・集計
 - ・次期班長候補の募集・取りまとめ
 - ⑤ 自治会活動保険と市民公益活動補償制度について検討

10. 総会及び役員会・班長会に関する事項

- (1) 総会
2012年4月15日(日)第26回「定時総会」が開催され、2012年度事業計画、同予算並びに同役員(班長・役員)が議決された。
- (2) 役員会・班長会(主な議題等) 注:(役)は役員会での議題等
 - ① 臨時役員会(2012年4月1日)
 - ・会長挨拶
 - ・役員会・班長会の開催日程、第1回班長会の周知方法等の協議

② 第1回(2012年4月21日)

- ・会長・副会長挨拶
- ・関連団体等(民生委員・主任児童委員・太田消防団・山防会・山王ワンツークラブ・山王コバルト子ども会・集会所防火管理者)より挨拶
- ・副会長・・・ 孤独死の発生報告と自治会としての対応について説明(役)
- ・防犯防災部・・・防犯パトロールメンバー参加票(4・5月分)の提出依頼、自主防災講演会の開催日程(6月16日)説明
- ・環境部・・・ 全戸一斉清掃等の日程等の説明
- ・会計部・・・ 自治会費の徴収予定、小口現金の清算方法、通帳名義変更についての説明
- ・施設部・・・ 集会所清掃当番について説明
- ・総務部・・・ 役員会・班長会の開催日、班長会の運営・座席の指定、自治会だより、回覧板の説明等

③ 第2回(2012年5月19日)

- ・関連団体(山王小学校PTA)より挨拶
- ・防犯防災部・・・自主防災講演会(6月16日)のおしらせ、防犯パトロールメンバー参加票(6・7月分)の提出依頼、
- ・環境部・・・ 全戸一斉清掃(6月3日)実施説明
- ・会計部・・・ 前期自治会費の集金について説明
- ・行事部・・・ 「さくら山王夏祭り'12」年間計画、子どもみこし担ぎ手募集の説明
- ・施設部・・・ 集会所の鍵確認、予約の徹底について説明(役)
- ・総務部・・・ 自治会入会勧誘チラシ活用について説明、役員活動助成費について説明、協議<会計部>

④ 臨時役員会(2012年5月26日)

- ・会長・副会長・各部の事業計画、予算執行計画についての意見交換

⑤ 第3回(2012年6月16日)

- ・防犯防災部・・・佐倉警察署と合同パトロール実施(7月17日)、不審者出沒について説明
- ・環境部・・・ 全戸一斉清掃(6月3日)の報告、班別清掃(7月1日)実施のお願い
- ・行事部・・・ 夏祭りにおける各班長の応援協力依頼
- ・福祉部・・・ 愛の一円募金の協力依頼
- ・施設部・・・ 集会所使用時の鍵借用要領について説明(役)

⑥ 臨時役員会・班長会(2012年7月7日)

- ・行事部・・・ 「さくら山王夏祭り'12」資料配布と説明
- ・総務部・・・ 自治会活動保険と市民公益活動補償制度の説明、協議(役)

⑦ 第4回(2012年7月21日)

- ・副会長・・・ 自治会員からの「苦情・要望などの処理についての要望」とその対応について説明、協議(役)
- ・防犯防災部・・・防犯パトロールメンバー参加票(8・9・10月分)の提出依頼、窃盗未遂事件発生について報告
- ・会計部・・・ 自治会費等班別集金一覧(前期)について説明
- ・行事部・・・ 「さくら山王夏祭り'12」における注意事項等について説明
- ・福祉部・・・ 愛の一円募金の結果について報告
要支援者名簿作成に向けた事前告知について説明(役)
- ・施設部・・・ 集会所の鍵保管管理者リストについて説明
集会所周辺の伐採について説明(役)
- ・総務部・・・ 「自治会のしおり」の検討について説明(役)
- ・敬愛短期大学より「さくら敬愛保育園」について説明

⑧ 第5回(2012年8月18日)

- ・副会長… 山王一丁目「沿道地区」地権者からの「地区計画の変更についての要望書」についての説明(役)、自治会員からの「苦情・要望などの処理についての要望」に対する回答書について説明(役)
- ・防犯防災部… 佐倉警察署と合同パトロール実施(9月18日)、ブロック塀破損被害について説明
- ・環境部… 全戸一斉清掃(9月2日)実施のお願い、ゴミ出しルール厳守の説明
- ・行事部… 「さくら山王夏祭り'12」におけるご協力のお礼とアンケートの実施について説明
- ・福祉部… 「心の絆運動」の説明、「敬老のつどい」出欠確認のお願い
- ・総務部… 「自治会のしおり」の対応について説明(役)、役員活動助成費について説明、協議<会計部>(役)

⑨ 第6回(2012年9月15日)

- ・副会長… 山王一丁目「沿道地区」地権者からの「地区計画の変更についての要望書」について説明・決議
「山王集会所及び関連資産問題検討委員会」設立について説明(役)
- ・防犯防災部… 山王地区・自主防災訓練(11月3日)実施、空き巣、痴漢等の事件の説明
- ・環境部… 全戸一斉清掃(9月2日)の対応について説明
- ・会計部… 会計からの報告及び自治会後期会費のお願い
- ・福祉部… 心の絆運動 1ヶ月活動延期のご連絡とお詫び
- ・行事部… 集会所脇パイプ棚設置工事について説明(役)
- ・総務部… 「自治会のしおり」の対応について説明

⑩ 第7回(2012年10月20日)

- ・副会長… 「山王集会所及び関連資産問題検討委員会」検討委員募集の説明
「苦情・要望などについての連絡先」資料の説明、協議(役)
- ・防犯防災部… 山王地区 自主防災避難訓練(11月3日)実施について説明
防犯パトロールメンバー参加票(11・12・1月分)の提出依頼
- ・環境部… 全戸一斉清掃(11月4日)実施のお願い
- ・行事部… 「さくら山王夏祭り'12」アンケート結果の説明(役)
- ・福祉部… 心の絆運動活動協力依頼、赤い羽根募金活動の協力のお願い
- ・総務部… 役員活動助成費について説明、協議<会計部>(役)

⑪ 第8回(2012年11月17日)

- ・副会長… 「山王集会所及び関連資産問題検討委員会」参加委員の説明
「苦情・要望などについての連絡先」資料配布の説明
- ・防犯防災部… 山王地区 自主防災避難訓練(11月3日)の実施状況報告
- ・環境部… 全戸一斉清掃(11月4日)の報告
- ・会計部… 自治会後期会費の集金方法について説明
支出実績と進捗度(第2四半期)の説明(役)
- ・福祉部… 赤い羽根募金、歳末たすけあい募金の協力のお願い
- ・施設部… 街灯関連補助金の交付について説明(役)
- ・総務部… 役員活動助成費の支給について説明<会計部>

⑫ 第9回(2012年12月15日)

- ・副会長… 集会所周囲立木伐採についての説明・決議
資産問題検討委員会の中間報告(役)
(集会所の改修について、自治会の地縁法人化について)
- ・総務部… 2013年度新班長(役員)選出のお願い
新班長選出・総会準備スケジュール(役)、総会の提出議案(役)、
「自治会のしおり」配布用資料について説明(役)

⑬ 第10回(2013年1月19日)

- ・副会長… 集会所周囲立木伐採の見積もりについての説明(役)
山王一丁目「沿道地区」地権者からの「地区計画の変更についての要望書」について、市役所から現状報告があった旨説明
- ・防犯防災部… 防犯パトロールメンバー参加票(2・3・4月分)の提出依頼
- ・環境部… 清掃実施(2月3日)のお願い
- ・会計部… 自治会費等班別集金一覧(後期)についての説明
支出実績と進捗度(第3四半期)の説明(役)
- ・福祉部… 赤い羽根、歳末助け合い募金の報告
- ・施設部… 山王集会所使用についての説明
- ・総務部… 「自治会のしおり」規約等改定一覧表の配布についての説明
新役員・部員候補等選出会議開催についての説明
総会議案についての説明・協議(役)

⑭ 第11回(2013年2月16日)

- ・副会長… 資産問題検討委員会の中間報告
(集会所建替えについて、自治会の法人化について)
- ・会計部… 2013年度予算(案)2012年度決算書についての説明(役)
- ・総務部… 総会議案の構成(案)について説明、総会議案についての説明・協議(役)
総会に向けてのスケジュール予定とお願い事項について説明
2013年度四街道市役所への要望事項の現況について報告
2013年度役員選出会議の進め方について説明(役)

⑮ 臨時役員会(2013年3月2日)

- ・総務部… 総会議案についての説明・協議
総会に向けてのスケジュール予定について説明
次年度役員への資料引継ぎについて
- ・会計部… 2013年度予算(案)2012年度(仮)決算書についての説明・協議(役)

⑯ 第12回(2013年3月16日)

- ・会 長… 要援護者リストを班長に配付
- ・会計部… 2013年度予算(案)についての説明
- ・総務部… 総会議案についての説明・協議
総会に向けてのスケジュール予定について説明
総会議事次第についての確認(役)

2012年度 会計報告

2012(平成24)年度(仮)決算書

平成25年2月28日作成

勘定科目	収入		2012年度予算	2012年度決算	摘要	支出		2012年度予算	2012年度決算	摘要
	項目1	項目2	(円)	(円)		項目1	項目2	(円)	(円)	
合計金額			75,150,248	74,132,642				75,150,248	74,132,642	
A さくら山王自治会	合計		16,927,973	16,803,951		合計		16,927,973	16,803,951	
	前年からの繰越金		11,499,393	11,499,393		銀行手数料		1,000	1,260	振込4件
	受け取り利息		1,500	1,068		防犯防災関係		165,000	102,545	
	会費/積立金		4,614,000	4,608,050		防犯防災		30,000	0	
	正会員		4,410,000	4,404,050		自主防災関係		135,000	102,545	防災訓練費用
	賛助会員		204,000	204,000		山防会関連		0	0	
	佐倉市助成金		663,080	548,140		各種行事関係		1,500,000	1,500,000	夏祭り
	公園清掃補助金		226,280	113,140	公園緑地課	環境衛生関係		70,000	51,358	犬の糞尿、カラス除けネット等
	振興交付金		316,800	315,000	自治人権推進課	福祉関係		400,000	400,000	日赤20万、社協20万
	養育委託料		120,000	120,000	自治人権推進課	助成金		400,000	400,000	子供会10万、ワフワフ10万、山防会20万
	その他		0	0		事務関係費		1,313,320	591,835	
	雑収入		150,000	147,300		総会費		120,000	0	
	集会所使用料		150,000	147,300		しおり作成		350,000	0	12年度は発行せず
	その他		0	0		会議費		5,000	0	
	小計(繰越金は含まない)		5,428,590	5,304,558		事務消耗品等		420,000	264,919	コピー機リース料/プリンター、コピー用紙、印刷機(インク)など
						役員活動助成費		232,000	199,000	会長2万、副会長1万、他3千
						役員会費		0	0	
						渉外対外費		30,000	4,100	懇親会費、手土産
						保険・社会保険費		71,320	71,020	自治会活動保険
						慶弔費		80,000	40,256	
						交通費		5,000	12,540	
						その他		0	0	
						集会所運営費		692,700	613,501	
						水道光熱費		462,000	480,518	電気、ガス、水道費
						消耗品		50,000	18,260	ガスコン、トイレ用サニタリー
						施設維持管理費		100,000	37,485	付帯設備補修
						集会所防犯カメラ費		24,000	23,275	定期点検16275、防水管理費等17000
						AED設置・管理費		56,700	51,975	AEDリース料
						その他		0	1,988	
						予備費		300,000	29,349	倉庫3個、庭各3個付
						その他		0	0	
	小計		4,842,020	3,689,848						
	次年度への繰越金		12,085,953	13,114,103						
B 集会所/施設維持管理分損金	合計		12,357,313	12,356,514		合計		12,357,313	12,356,514	
	前年度からの繰越金		12,353,913	12,353,913		銀行手数料		0	0	
	受け取り利息		3,400	2,601		集会所維持管理費		0	0	
	雑収入	その他	0	0		その他		0	0	
C 街灯/施設維持管理分損金	合計		15,705,554	14,812,634		次年度への繰越金		12,357,313	12,356,514	
	前年度からの繰越金		13,906,354	13,906,354		合計		15,705,554	14,812,634	
	受け取り利息		3,200	2,700		銀行手数料		3,000	1,890	
	社会市助成金	街路灯補助金	1,796,000	903,580	道路管理課LED助成金含む	街路灯維持管理費		3,135,300	1,999,114	LED43灯新研費用、電気代、蛍光灯器具交換費
	小計(繰越金は含まない)		1,799,200	906,280		小計		3,138,300	2,001,004	
D 集会所運営等積立金	合計		24,480,451	24,476,570		次年度への繰越金		12,567,254	12,811,630	
	前年度からの繰越金		22,585,151	22,585,151		合計		24,480,451	24,476,570	
	受け取り利息		5,300	3,969		銀行手数料		0	0	
	会費/積立金	正会員	1,890,000	1,887,450		その他		0	0	
E 災害準備金	合計		5,678,957	5,682,973		次年度への繰越金		24,480,451	24,476,570	
	前年度からの繰越金		5,152,996	5,152,996		合計		5,678,957	5,682,973	
	受け取り利息		961	977		銀行手数料		420	420	
	会費/積立金	正会員	525,000	529,000		太田消防団助成金		400,000	400,000	
	小計(繰越金は含まない)		525,961	529,977		災害支出		0	0	
合計金額	2012年度収入合計金額(前年度繰越金を含まない)		9,652,441	8,634,835		小計		400,420	400,420	
						次年度への繰越金		5,278,537	5,282,553	
						2012年度支出合計金額(次年度繰越金を含まない)		8,380,740	6,091,272	
						収入-支出		1,271,701	2,543,563	

*2月末現在の仮決算書です。総会にて正式な決算書を提出致します。

2012年度 さくら山王自治会規約改定の件

さくら山王自治会規約を下記のとおり改定する。

さくら山王自治会規約 別表② 各部の人員

平成25年4月1日改正

区分	会長・部長	副会長・副部長	部員	計
会 長	1			1
副 会 長		2		2
総 務 部	1	2	3	6(-1)
会 計 部	1	1	1	3
防 犯 防 災 部	1	2	7	10(+2)
行 事 部	1	1	12	14
環 境 部	1	2	6	9(-1)
福 祉 部	1	1	2	4
施 設 部	1	1	3	5
監 事	2			2
計	10	12	34	56

2013年度 事業計画 (案)

2013年度は、これまでの自治会活動を踏まえ、新たに次の三点の取り組みをすすめ、より一層良好な居住環境の街づくりを推進していきます。

- (1) 第1号報告「さくら山王自治会集会所建替えの件」の内容について、会員の理解と意向を確認しながらすすめていく
- (2) 第2号報告「自治会法人化の件」の内容について、会員の理解と意向を確認しながらすすめていく
- (3) 昨今の社会状況等に対応して、防犯・防災の取り組みを強化、推進する

1. 防犯防災に関する事項

- (1) 市役所・佐倉警察署・佐倉消防署・太田消防団・山王小・根郷中への挨拶
- (2) 定期防犯パトロールの実施(全班長参加)(山防会と協調)
 - ① 毎月第1・3火曜日15:30～
 - ② 毎月第2・4水曜日20:00～
- (3) 佐倉警察署との合同パトロール(年間5～6回)山防会と合同
- (4) 山防会との情報交換、合同パトロールの実施
- (5) 佐倉警察署からの情報による犯罪発生状況、不審者情報を回覧(毎月)
- (6) 山王自治会内で発生した犯罪(空き巣・痴漢事件等)・不審者情報事案の内容を詳細に回覧
- (7) 佐倉市・佐倉警察署・佐倉消防署主催の各種防犯、防災防火訓練及び研修会への参加
- (8) 佐倉市教育委員会・山王小学校のスクールガードフォーラム・連絡会への参加
- (9) 山王小児童・根郷中生徒に対するスクールガード対策の強化
- (10) 自主防災活動
 - ① 自主防災講演会の開催(5月～6月)
 - ② 防災避難訓練の実施(山防会・民生委員共催)実施時期(10月～11月)
 - ・訓練内容(地震体験車・煙体験・AED 操作・消火器操作・水の浄化・簡易トイレ作成
 - ・簡易テントの作成訓練等・炊き出し訓練)

2. 行事に関する事項

地域住民の親睦と融和を図ることを目的とし、交流の場として2013年7月27日(土)に山王小学校正門内広場及び体育館にて夏祭りを実施する予定

- (1) 大人も子供も楽しめるような夏祭りを目指し、企画、実施する
- (2) 山王地区や近隣地区の各団体に参加、協力を呼びかける

3. 環境に関する事項

きれいな街、良好な居住環境を維持し保全していくための活動を行う

- (1) 全戸一斉清掃の実施(年3回:6月、9月、11月)
- (2) 班別清掃の実施(年2回:7月、2月)
- (3) 市が土泥の回収を再開した場合には、6月の全戸一斉清掃で側溝の清掃を行う
- (4) 歩道のある道路の街路樹(さつき)の整備(市への要望及び自治会の活動)
- (5) 市への連絡
- (6) 空地の雑草除去を依頼する要望書を市に提出
- (7) 会員の要望への対応
- (8) 備品・用具の維持管理
 - ① 清掃用具を防災防犯部、山防会と共有し、維持管理を行う
 - ② 備品の購入とその整備・配布を行う
 - ③ 集会所・倉庫の鍵を管理する
 - ④ 倉庫の整理整頓を維持する
- (9) 太田消防団及び敬愛大学と連携をとり、自治会内の清掃を円滑に行う
- (10) 地区計画に適合していない状態の調査及び改善依頼の通知

4. 福祉に関する事項

- (1) 日本赤十字社社資納入
- (2) 佐倉市社会福祉協議会会費納入
- (3) 社会を明るくする運動『愛の一円募金』の実施
- (4) 根郷地区社会福祉協議会主催による『敬老のつどい』への協力支援
(山王地区対象者への案内状の配布、出欠の確認、記念品の配布など)
- (5) 『心の絆運動』による、災害時要援護者名簿の作成
今後の課題として作成した名簿の運用及び活用方法の検討
- (6) 『赤い羽根共同募金』の実施
- (7) 『歳末たすけあい募金』の実施

5. 施設に関する事項

- (1) 集会所維持管理に関する事項
第1号報告「さくら山王自治会集会所建替えの件」を踏まえ、集会所建替え問題を会員に周知し実行できる具体的プランを作成していく
- (2) 施設に関する事項
 - ① 集会所使用料金の徴収(毎月)
 - ② 集会所使用の予定表・実績表・使用届などの管理(毎月)
 - ③ 集会所のコピー機、印刷機、空調機、その他設備の修理点検
 - ④ 集会所のコピー機、印刷機のカラー化、ソーター機能付の検討、空調機的能力アップ及び省電力の検討(特に座敷)
 - ⑤ 設備消耗品の補充(随時)
 - ⑥ 集会所の清掃当番表の作成ならびに掲示
 - ⑦ 集会所の鍵保管者名簿の作成ならびに掲示
 - ⑧ 集会所内・周辺の清掃
 - ⑨ コピー機ユーザー管理(随時)
 - ⑩ コピー機カウンター報告、カウンターリセット(毎月)
 - ⑪ 使用団体への説明会の実施
 - ⑫ 倉庫、押入れにある各団体所有物の扱い、管理の徹底
 - ⑬ トイレの洗浄便座の採用の検討
- (3) 街路灯維持管理に関する事項
 - ① 街路灯LEDへの移行
 - ② 街路灯不具合箇所の修理(随時)
 - ③ 佐倉市への街灯補助金の交付申請、受領ならびに工事依頼(年2回)

6. 助成に関する事項

以下の団体に対し、その活動を支援するため、助成を行う
山王コバルト子ども会 山王ワンズクラブ 山防会

7. 会計に関する事項

- (1) 自治会費等に関する事項
 - ① 2013年度実行予算の見直し提案及び決議(2013年度役員にて)
 - ② 自治会費、集会所積立金、災害準備金及び賛助会費の集金(前期、後期)
 - ③ 各部及び各班長からの支出提示金に対する勘定科目毎の支払い及び集計
 - ④ 業者等への支払い及び集計
 - ⑤ 佐倉市からの補助金(助成金)の受領及び集計
- (2) 2013年度決算と2014年度予算案の作成

8. 総務に関する事項

(1) 地区計画に関する事項

- ① 今後の情勢変化があった場合、必要に応じた地区計画制度の見直し
- ② 住民の要望書に対する適切な対応

(2) 会議運営等に関する事項

- ① 役員会・班長会の運営(毎月)
- ② 自治会員名簿の維持管理(随時) 入会・退会者一覧、班別会員数の作成(6ヵ月ごと)
- ③ 「自治会だより」の作成(毎月) 各種文書・資料の作成(随時)
- ④ 自治会の(新)「しおり」の作成検討
- ⑤ 定時総会の準備・運営(1～3月)
- ⑥ 非会員からの負担金徴収(環境維持費)の検討

(3) 「自治会法人化」に関する事項

第2号報告「自治会法人化の件」について、自治会として課題等を整理・検討し、すすむ方向を見出し、結論を得るようにする

2013年度 予算(案)

2013(平成25)年度 仮予算案(平成25年4月1日～26年3月31日)

平成25年2月28日作成

勘定科目	収入項目1	収入項目2	金額	摘要	支出項目1	支出項目2	金額	摘要
合計金額	収入欄合計金額 (前年度繰越金を含む)		77,725,550		支出欄合計金額 (次年度繰越金を含む)		77,725,550	
A さくら山王自治会	合 計(前年度繰越金を含む)		18,540,883		合 計(次年度繰越金を含む)		18,540,883	
	前年からの繰越金		13,114,103		銀行手数料		1,500	
	受け取り利息		1,500		防犯防災関係		165,000	
	会費/積立金		4,614,000		防犯防災		30,000	
	正会員		4,410,000	84,200×1,050	自主防災関連		135,000	防災避難訓練費用
	賛助会員		204,000					
	佐倉市助成金		661,280		各種行事関係		1,500,000	夏祭り
	公園清掃補助金		226,280	公園緑地課	環境衛生関係		70,000	マルチリヤカー1台、カラス除けネット他
	振興交付金		315,000	自治人権推進課	福祉関係		400,000	日赤20万、社協20万
	業務委託料		120,000	自治人権推進課	助成金		400,000	山防費20万、(回転灯パトロール含む)子供会10万、アツタツアツ10万
	その他		0		事務関係費		1,180,320	
	雑収入		150,000		総会費		120,000	議案書作成費用
	集会所使用料		150,000		しおり作成		320,000	2013年度は発行、新役員で印刷
	その他		0		会議費		10,000	会議用飲料代
	—		—		事務消耗品等		320,000	コピー機トナー/プリンター用紙、印刷機メンテナンスなど
	小 計 (前年度繰越金は含まない)		5,426,780		役員活動助成費		199,000	会長2万、副会長1万、他3千
					役員会費		0	
					渉外対外費		30,000	
					保険・他活動費		71,320	自治会活動保険
					慶弔費		80,000	
					交通費		30,000	
					その他		0	
					集会所運営費		770,700	
					水道光熱費		520,000	電気、ガス、水道費
					消耗品		70,000	トナー、インク、紙、スポンジ、洗剤、清掃用具など
					施設維持管理費		100,000	修繕費用
					集会所防火管理費		24,000	定期点検17000、防火管理者謝礼7000
					AED設置・管理費		56,700	AEDリース料
					その他		0	
					予備費		300,000	
					その他		0	
					小 計(繰越金は含まない)		4,787,520	
					次年度への繰越金		13,753,363	
B 集会所/施設維持管理分担金	合 計(前年度繰越金を含む)		12,359,514		合 計(次年度繰越金を含む)		12,359,514	
	前年度からの繰越金		12,356,514		銀行手数料		0	
	受け取り利息		3,000		集会所維持管理費		0	
	佐倉市助成金 補助金		0		その他		0	
					次年度への繰越金		12,359,514	
C 街灯/施設維持管理分担金	合 計(前年度繰越金を含む)		14,644,830		合 計(次年度繰越金を含む)		14,644,830	
	前年度からの繰越金		12,811,630		銀行手数料		3,000	
	受け取り利息		3,200		街路灯維持管理費		3,135,300	LED80灯新替え費用、電気代、蛍光灯器具交換費
	佐倉市助成金 街路灯補助金		1,830,000	道路管理課 LED助成金含む	小 計(繰越金は含まない)		3,138,300	
	小 計 (前年度繰越金は含まない)		1,833,200		次年度への繰越金		11,506,530	
D 集会所備替等積立金	合 計(前年度繰越金を含む)		26,371,570		合 計(次年度繰越金を含む)		26,371,570	
	前年度からの繰越金		24,476,570		銀行手数料		0	
	受け取り利息		5,000		その他		0	
	会費/積立金 正会員		1,890,000	81,800×1,050	次年度への繰越金		26,371,570	
	合 計(前年度繰越金を含む)		5,808,753		合 計(次年度繰越金を含む)		5,808,753	
E 災害準備金	前年度からの繰越金		5,282,553		銀行手数料		420	
	受け取り利息		1,200		太田消防団助成金		400,000	
	会費/積立金 正会員		525,000	4500×1,050	災害支出		0	
	小 計 (前年度繰越金は含まない)		526,200		小 計(繰越金は含まない)		400,420	
					次年度への繰越金		5,408,333	
合計金額	2013年度収入合計金額 (前年度繰越金を含まない)		9,684,180		2013年度支出合計金額 (次年度繰越金を含まない)		8,326,240	

*2012年度(平成24年度)からの繰越金が確定していませんので、総会にて正式な予算案を提出致します。

2013年度 自治会班長(候補)

班	氏 名	部
1	宮野 和博	防 犯 防 災 部 1
2	牛 玖 裕樹	行 事 部 1
3	守家 典克	行 事 副 部 長
4	赤松 桂子	防 犯 防 災 部 2
5	寺田 静雄	行 事 部 2
6	金子 金平	環 境 部 1
7	熊倉 康好	総 務 副 部 長 1
8	小沼 慎一郎	監 事 1
9	藤ヶ崎 行雄	副 会 長 1
10	渡邊 誉一	福 祉 部 1
11	大徳 耕司	副 会 長 2
12	金山 教政	会 計 部 1
13	小川 一雄	行 事 部 長
14	勝浦 淳	防 犯 防 災 部 3
15	松尾 美範	行 事 部 3
17	高橋 祐司	環 境 部 2
18	鈴木 貴明	環 境 副 部 長 1
19	高橋 徹	行 事 部 4
20	岩谷 秀雄	施 設 部 1
21	小山 茂	行 事 部 5
22	中嶋 勇	行 事 部 6
23	吉田 豊	施 設 副 部 長
24	加藤 吉明	福 祉 副 部 長
25	今瀧 博文	施 設 部 長
26	松本 巖	環 境 部 長
27	前田 秀典	行 事 部 7
28	吉村 勉	会 長
29	杉本 弘	防 犯 防 災 副 部 長 1

班	氏 名	部
30	野口 中利	会 計 部 長
31	大島 登子	環 境 部 3
32	鳥村 泰貞	福 祉 部 長
34	堀 昭治	防 犯 防 災 部 4
36	石川 悦眞	会 計 副 部 長
37	深山 博樹	防 犯 防 災 部 5
38	判治 由紀子	防 犯 防 災 部 6
39	斉藤 明	環 境 部 4
40	広瀬 敏治	総 務 部 1
41	馬島 宗	行 事 部 8
42	日暮 祐子	環 境 副 部 長 2
43	吉田 順一	監 事 2
44	藤代 敏夫	施 設 部 2
45	富張 睦子	環 境 部 5
46	藤代 祐孝	総 務 部 長
48	青野 庄司	行 事 部 9
49	井上 敏郎	総 務 副 部 長 2
50	荒川 修一	施 設 部 3
51	布施 裕規	行 事 部 1 0
52	田嶋 修	行 事 部 1 1
53	正木 哲	防 犯 防 災 部 長
54	村田 保史	防 犯 防 災 部 7
55	羽島 佳宏	総 務 部 2
56	碓井 貞子	福 祉 部 2
58	田岡 英夫	行 事 部 1 2
60	伊関 弘明	環 境 部 6
62	川上 順	防 犯 防 災 副 部 長 2
63	黒田 千明	総 務 部 3

2013年度 自治会役員(候補)

部(役員)	班	氏 名
会 長	28	吉 村 勉
副 会 長	9	藤ヶ崎 行雄
副 会 長	11	大 徳 耕 司
総 務 部 長	46	藤 代 祐 孝
総 務 副 部 長	7	熊 倉 康 好
総 務 副 部 長	49	井 上 敏 郎
会 計 部 長	30	野 口 中 利
会 計 副 部 長	36	石 川 悦 眞
防 犯 防 災 部 長	53	正 木 哲
防 犯 防 災 副 部 長	29	杉 本 弘
防 犯 防 災 副 部 長	62	川 上 順
行 事 部 長	13	小 川 一 雄
行 事 副 部 長	3	守 家 典 克
環 境 部 長	26	松 本 巖
環 境 副 部 長	18	鈴 木 貴 明
環 境 副 部 長	42	日 暮 祐 子
福 祉 部 長	32	鳥 村 泰 貞
福 祉 副 部 長	24	加 藤 吉 明
施 設 部 長	25	今 瀧 博 文
施 設 副 部 長	23	吉 田 豊
監 事	8	小 沼 慎 一 郎
監 事	43	吉 田 順 一

さくら山王自治会集会所建替えの件

「山王集会所及び資産問題検討委員会(以下略称:資問検委員会)」は2012年11月25日に発足し、以降5回の検討会議を行い下記の結論を得たので、2012年度の総会で報告します。

1. 過去の経緯

- (1) 1986年(S61年)1月31日 竣工 建設業者 鹿島建設㈱
床面積 285㎡ 建設費用 3100万円
- (2) 1994年(H6年)共有施設ケーブルTVの廃止
CATV296に移行することで、4296万円の財源が確保できた。
- (3) 2000年(H12年)自治会にて建替等積立金、積立スタート
自治会では平成11年4月の定時総会にて将来の建替えの必要性を検討し、平成30年に建替えることを決議した。
- (4) 2005年(H17年)1月 新築工事概算見積り
平山建築士事務所に新築工事の見積もりを依頼、概算合計約6500万円
- (5) 2006年(H18年)4月1日 市役所と自治会で無償貸与契約締結
契約期限を10年間とし、同時に市の条例廃止に伴って集会所は、市が事務や事業を執行するために直接利用することを目的とする行政財産から、特定の行政目的に用いるものではない普通財産に位置付けが変更された。
- (6) 2008年(H20年)2月27日
市に対して集会所新築(平成30年)の要望書を提出して認められた。
補助金1000万円の申請と共に、その中で既積立金3600万円+平成30年までの積立金2000万円を明示した。
- (7) 2010年度(H22年度)
自治会で集会所建替え及び法人化について詳細の議論がされた。
- (8) 2011年度(H23年度)
市内の建替え実績自治会(新臼井田自治会)を調査、打ち合わせを行った。
- (9) 2012年度(H24年度)11月
山王集会所及び資産問題検討委員会を発足し、具体的な検討作業を開始した。

2. 集会所の現状調査

- (1) 山王集会所建設業者:鹿島建設㈱による建築診断を行った。
総合所見: 大変良く維持管理されており、大規模な修繕の必要な劣化は確認されなかった。
外 壁: 壁面の劣化症状などは確認されなかった。健全な状況である。
目 地: サイディング、サッシの目地に経年劣化や紫外線の影響で剥離、硬化が見受けられる。
2～3年毎でシーリングの更新が必要である。
屋 根: 屋根材コロニアル一枚の剥がれがあるが、他は健全である。剥がれは応急処置を施した。しかし、端部・破風材は経年劣化により腐食が進行し、欠損など見られる。
雨樋に枯れ葉が堆積し流れていないのが原因と思われる。
外部鉄部: 電気盤、ステンレスフードなどに欠損が見られる。

- (2) 建築設計事務所の見解 住工房建築事務所 太田一級建築士
鉄骨平屋で1985年建築であれば「全く問題無し」との見解である。しかも鉄が雨風に当たって劣化が進んでいる場合は診断の必要があるが、壁で覆われている場合は全く問題ない。
- (3) 資問検委員会の調査結果
建替えの前提となる「劣化・老朽化」「耐震性能」について問題は無い。空調機やトイレ、雨樋、窓など部分的には改修、改善すべき点は多々あるが、建物の基礎となる部分のコンクリート基礎、鉄骨、柱等の骨組、壁、屋根等は良好である。

3. 建築基準法などの理論的な裏付け

- (1) 建築基準法変遷
 - ①建物は建築基準法、建築基準法施行令、建設省告示、等によって定められている。
 - ②現在の建築基準法に定められている耐震基準は**1981年**に出来たもので、以前の耐震基準と区別するために「**新耐震基準**」と呼ばれている。以後2000年に一部改定されている。(従って1986年に建設した山王集会所は新耐震基準に合致している)
 - ③一般不特定多数が使用する集会所は、通常は安全率を1.2～1.3をみている。
2000年の改定で仕様が変わっていても、この安全率の範囲であり全く問題は無いと判断するのが一般的な考え方である。
- (2) 建築基準法の定める、耐震性能、耐震基準の目標とは
 - ①よく起きる強さの地震(震度3～4:80～100ガル)に対しては建物の被害は軽くてすむようにする。
 - ②建物の寿命(100年間)の内に一度起きるかどうかの地震(震度6強:300～400ガル)に対しては、建物は有る程度の被害が出てもいいが、建物の中や周辺にいる人に被害が出ないようにする。
 - ③つまり新耐震基準は建物が壊れないようにすることではなく、「**建物を使う人の安全確保**」が目標になっている。
 - ④建築基準法は**最低の基準**を定めたものである。従って本集会所は震度6強～7弱でも崩壊しないと言える。

<参考データ>

関東大震災(1923年)	最大加速度330ガル M7.9
十勝沖地震(1968年)	八戸 最大加速度235ガル M7.9
宮城県沖地震(1978年)	最大加速度432ガル M7.4
阪神淡路大震災(1995年)	最大加速度818ガル M7.2
東日本大震災(2011年)	最大震度6.67 M9.0

4. 結論

資問検委員会で十分な検討を行った結果、以下の結論に達した。

- (1) この集会所の建物は、特別なことが無い限り建設後50年は十分に耐えられる、建替えるなら2035年(H47年)以降とする。
- (2) すでに申請済みの2018年度(H30年度)の市への建替え要望書は、増改築に申請変更し、申請した予算枠は確保しておき、建替えは行わない。
- (3) 今後は下記の3ステップを基本として進める。その為の具体的な内容(方針、基準など)、行動日程などは住民アンケートを踏まえて2013年度に決定する。
 - ①ステップ1・・・ 雨漏り、故障、など緊急性のある修理・改善を2013年度に行う。内容、日程など

は本資問検委員会で検討する。その為の予算を修繕積立金から枠として500万円確保する。補助金100万円の申請は、市と相談する。

②ステップ2・・・ 改修、増改築を前提に平成30年度の市への予算申請を再利用する。改修・増改築の内容については、役員、班長で雛型を作った物を叩き台として、住民にアンケートを取ってから進める。優先順位は予算のこともあるので別途本資問検委員会で判断する。

③ステップ3・・・ 建替え(新築)、建築後50年を目途に2035年(H47年)を建替え目標とするが、5年毎に家屋診断を行いその判断を考慮する。

(4) 今後は修理・交換などの保守や管理について、長期計画書を策定し計画的に実行できるようにする。

(5) 市からの補助金は、将来共に保障されたものではない、また、建替えまでに修理しなければいけないことも発生する可能性があるので、現状の積立金制度は今後も維持して行く。

(6) 2018年度(H30年度)の改修・増改築の為には、遅くとも3年前(平成27年度)から実行する委員会を新たに作り、市と相談しながら推進する必要がある。

以上

自治会法人化の件

「山王集会所及び資産問題検討委員会(以下略称:資問検委員会)」は2012年11月25日に発足し、以降5回の検討会議を行い下記の結論を得たので、2012年度の総会で報告します。

1. 自治会の法人化

(1) 法人化とは

自治会、町内会などは地方自治法上「**地縁による団体**」と呼ばれ、市長の認可を受けることにより法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるとともに、その団体名義で不動産登記を行うことができる制度である。

＊【地方自治法 第260条の2第1項】の定義

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」

(2) 法人化制度の趣旨

従来、自治会などが保有する集会所施設、銀行口座などの財産管理については、自治会などの名義では登記、登録ができなかったことから、会長や役員などの個人名義または共有名義で登記、登録されていた。その場合、例えば、

- 登記名義者(破産)の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった。
- 登記名義者が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが生じた。また、相続人が多数いたり、遠隔地に居住していたりして手続きが遅延した。
- 多数人による共有として登記している場合、登記名義者が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。また移転登記を行わないでいるうちに、相続人が特定できなくなったなど様々な問題が生じてしまった。

このため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、団体名義で登録、登記ができるようにした。

2. 山王自治会の現状の問題点

(1) 集会所の建替え・修繕費用

山王集会所及びその土地の現在の登記は、市の名義になっている。従って市の所有の集会所を自治会の積立金で改修や建替えを行うと、少しの補助金が含まれているとしても、その集会所は自治会の物になるのではないかと。または、市の財産に自治会の費用を使うことは、市に対して多額の寄付することになり合理性に欠ける。そうなると、誰の名義で登記するか。積立金を誰の財産に使うか明確にしておいた方がよい。

(2) 自治会の預金口座

銀行預金名義は会長名になっており、会長が代わる毎に毎年変更している。もし会長が破産したり不慮の事故で亡くなった時、債権者や遺族から遺産請求をされると、裁判で敗訴する可能性がある。

3. 市(国)の考え方

- (1) 地域コミュニティの拠点となる集会所は、集会所を利用いただく地域住民の皆様方の所有物として、住民自身で管理・運営をする。

- (2) 集会所は各自治会の負担、資金計画に依って建替えをする。
新たに建設された集会所の所有権は建設主体である自治会にあり、自治会名で所有権移転登記を行うためには、法人化し認可地縁団体となることを推奨している。
- (3) 以前は集会所について『佐倉市地区集会所設置及び管理に関する条例』によって規定されていたが、平成18年度に集会所を行政財産から普通財産へ移行したことに伴い、同条例は廃止された。現在は集会所に関する関係条例はない。
- (4) 山王集会所は、この地域で宅地開発が行われた際に、佐倉市開発指導要綱に基づき、地域コミュニティの拠点として開発事業者に設置をお願いして帰属を受けたものである。このため、開発直後に(所有権を有することのできる法人格を持つ)自治会等が結成されることは困難であり、所有権を明らかにするための登記を行う関係で、便宜上市が帰属を受けたものである。
- (5) 市内の他の自治会は、佐倉市内に247の自治会(集会所を持っているのは約180)があり、すでに14の自治会が法人化に移行済み。

4. 法人化のメリット、デメリット、改善される点

- (1) メリット
 - ①自治会名で集会所などの不動産登記ができる。様々な契約の主体になれる。
自治会管理財産が第三者へ不当に譲渡されるリスクの低減が図れる。
 - ②佐倉市の標準規約に準じて作られたルール(規約)に基づいて運営が可能になる。
 - ③市長から公認された団体になることから社会的信用が高まる。権利能力を持つことができる。
- (2) デメリット
 - ①法人市民税、県民税、の課税対象になるが、収益事業を行っていない場合は減免処置がある。逆に収益事業が自由にできるようになるメリットもある。
 - ②幼児、児童(未成年者の議決は親などの法定代理人の同意が必要となる)も含めて、住民全員が会員になるので、そのための住民の詳細リストを管理することが要求され、最初は少し自治会に負荷が掛かる。
 - ③不動産登記に費用・手数料が掛かる。(最初のみ)
 - ④法人化の為の諸手続きが煩雑である。(市の手引書が有り、それに従って行える)
- (3) 改善される点
 - ①毎年の総会議事録を市に提出するなど、規約に定める範囲で義務を負う。
 - ②会計が法令に沿った処置になる。
 - ③法人印鑑を作って市役所に登録し、厳重な保管・管理することを求められる。
 - ④法人化するためには、規約を佐倉市の標準規約に準じたものに修正し、市長の許可を得て規約の施行を行うので厳格化される。

5. 法人化後に何が変わるか、何を变えなければいけないか

- (1) 住民について
一般的には何も変わらない。今まで通り。但し家族構成が変化した時には自治会にその内容を届け出る必要がある。
- (2) 自治会について
 - ①会計を法令に沿ったものにする必要がある。その為には会計を目的別に口座を分け、複式簿記を

採用しなければいけない。従って、会計ソフトの採用や会計士の助言が必要になる可能性がある。

②住民の出入りに伴う会員名簿を、個人情報保護法に基づき厳格に管理する必要がある。

（「しおり」とは別管理）

③役員の役目が良好に引き継がれていく仕組み作りが必要である。例えば、

①毎年の役員の改選人数を半分毎にする（中志津自治会）

②任期を15カ月にして3カ月間を重複させる

③自薦（立候補）、他薦にして複数年の任期を可能にする

④専任者、アドバイザー、顧問などを設置する

④必要に応じて収益事業を行えば、納税の義務が発生する。

⑤市への報告（総会の内容など）が必要になる。

6. 結論

資問検委員会で十分な検討を行った結果、以下の結論に達した。

自治会の環境整備を進め、法人化を将来実現する。2015年度（平成27年度）からは「地縁法人さくら山王自治会」で活動を開始できるように今後推進する。

以上

<補足資料>

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行っていない年度	収益事業を行った年度
市税	法人市民税	均等割り(5万円)のみ課税 免税処置あり*	所得割・均等割り(5万円) 課税
	固定資産税 (都市計画税)	固定資産税の評価額で課税 免税処置あり*	固定資産税の評価額で課税 課税
県税	法人県民税	均等割り(2万円)のみ課税 免税処置あり*	所得割・均等割り(2万円) 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	免税処置あり*	不動産取得した時点の評価額 課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

*免税処置を受けるには指定の条件を満足する必要がある

もし2015年度から「地縁法人さくら山王自治会」を開始した場合、税負担がどのようになるか試算した。ただし収益事業は行わないこととする。

仮に 土地評価額:55,854千円 家屋評価額:9,010千円 としたときに
(上記は市役所課税課の評価額)

税額(試算)

税の種類		2015年度(平成27年度)	2016年度(平成28年度)
		税額	税額
市税	法人市民税	0円	0円
	固定資産税 (都市計画税)	0円	0円
県税	法人県民税	0円	0円
	法人事業税	0円	0円
	不動産取得税	0円	0円
		0円	0円
国税	法人税	0円	0円
	登録免許税	1,297千円	0円
司法書士手数料		200千円	0円
合計		1,497千円	0円

登録免許税: 登録免許税=不動産評価額(55,854+9,010千円)×税率(20/1000)
=1,297千円